公益財団法人三井住友海上文化財団

令和９年度「文化の国際交流活動に対する助成」募集要項

募集期間　令和８年10月１日（木）～11月30日（月）
申請締切　令和８年11月30日（月）データ必着

１．「文化の国際交流活動に対する助成」について

地域における文化の振興のため、音楽・郷土芸能の分野で、有意義な国際交流活動をおこなうアマチュア団体に対し助成金を贈呈します。平成元年より継続して行っており、**累計助成数は517件、総額３億2,160万円**にのぼります。

２．助成先募集概要

（１）助成対象　以下の①～⑤のすべてを満たす事業を対象とします。

①令和９年度（令和９年４月１日から令和10年３月31日まで）に実施する事業であること

派遣：日本出国が「令和９年４月１日以降、令和10年３月31日まで」を対象とする

招聘：事業実施が「令和９年４月１日以降、令和10年３月31日まで」を対象とする

※１．派遣の場合、派遣先での実施日が令和９年４月１日以降であっても日本出国日が令和９年３月31日以前であれば対象外

※２．事業終了日は令和10年３月31日を超える場合も可

②実施主体が日本国内に在籍する団体であること

③実施主体および交流相手がアマチュアであること

※公立・私立を問わず、学校・大学も可。学校・大学を除き、地方公共団体が主体の団体は対象外

④実施事業が「音楽」「郷土芸能」の分野であること

※対象外：美術、書道、茶道、工芸、映画、演劇、バレエ、ダンス、パントマイム、食文化 等

⑤実施事業が派遣もしくは招聘を通じた国際交流事業であること

※対象外：コンクール、プロを派遣もしくは招聘する事業、オンラインで行う事業

（２）助成金額

１件につき50～100万円

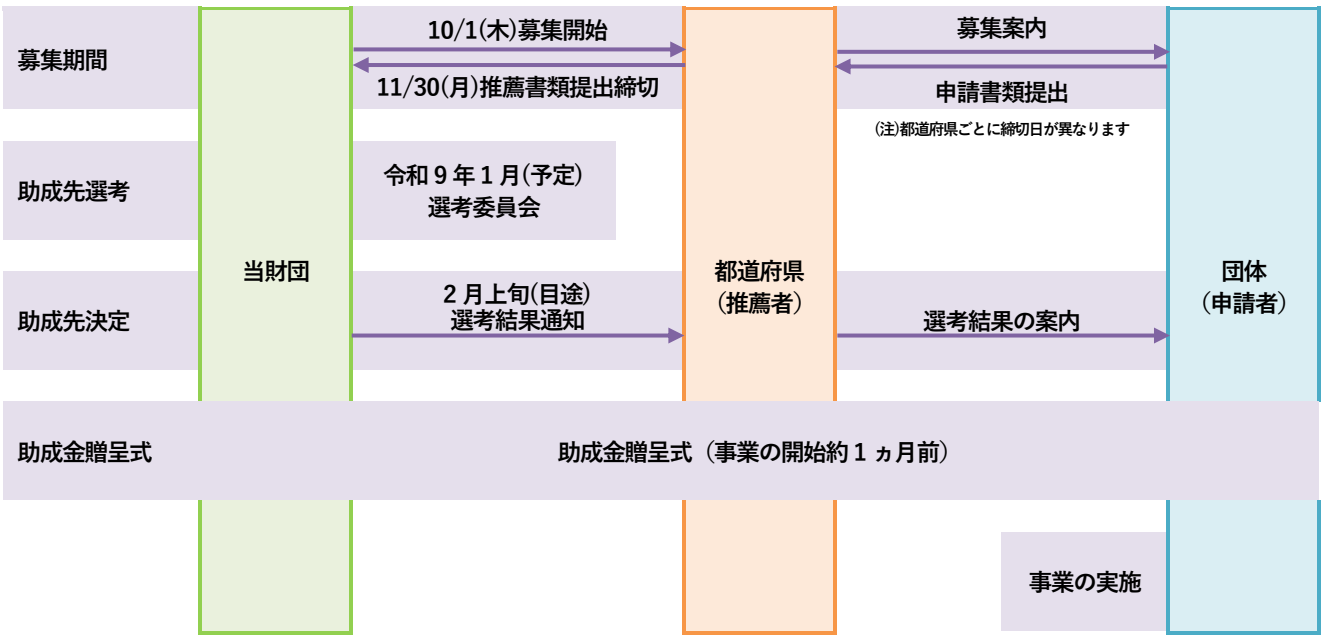
支出金額を超えない範囲で、ご希望金額（10万円単位）を申請書に記載願います。

※但し、助成金額は助成対象事業の内容・事業規模等を勘案して、当財団にて決定します。

（３）助成件数

10件程度（予定）

（４）申請から助成までの流れ



2．申請（団体から都道府県宛）

（1）申請者

助成対象（前記「1.『文化の国際交流活動に対する助成』概要　（1）助成対象」参照）の実施主体である団体とします。

（2）送付書類

①申請書（Word）　［別紙］令和９年度「文化の国際交流活動に対する助成」申請書（以下「申請書」）

申請書の【申請欄（団体記入欄）】のご記入をお願いします。

②添付資料（PDF）

企画書や写真等、団体の活動実績や対象事業が詳しくわかる資料を PDF にて添付をお願いします。

（3）送付先

上記「（２）送付書類」の①および②を、団体所在の都道府県担当部局課へご提出ください。都道府県ごとに申請の締切日が異なりますので、都道府県担当部局課へお問合せください。

3．推薦（都道府県から当財団宛）

（1）推薦者

都道府県知事または都道府県教育長とします。

（2）都道府県担当部局課による対応

各団体の申請書をお取りまとめいただき、内容を精査の上で、団体の推薦に係る諸対応をお願いします。

なお、推薦数に制限はありません。

（3）送付書類

①推薦書（Word）　［別紙］令和９年度「文化の国際交流活動に対する助成」推薦書（以下「推薦書」）

推薦の有無に関らず推薦書のご記入をお願いします。推薦者の記名のみとし、捺印は不要です。

②申請書（Word）

申請書の【推薦欄（都道府県記入欄）】のご記入をお願いします。

③添付資料（PDF）

団体から送付された資料の添付をお願いします。

（4）送付方法

全てデータ送付をお願いします。データ送付ができない場合に限り、紙面にて承ります。

推薦有り	データ送付 （電子メール添付等）	推薦書（Word）、申請書（Word）、添付資料（PDF）
推薦無し	データ送付 （電子メール添付）	推薦書（Word）

（5）送付締切

上記「（３） 送付書類」の①から③のすべてを、令和８年 11 月 30 日（月）当財団必着としてご送付をお願いします。

4．選考

（1）選考方法

令和９年１月開催予定の選考委員会にて厳正に選考の上、助成先（事業・団体）を決定します。

（2）選考委員会メンバー

梅津　時比古 選考委員（桐朋学園大学 特命教授、毎日新聞 特別編集委員）
大石　泰　　選考委員（東京藝術大学 名誉教授）
田中　隆文　選考委員（有限会社邦楽ジャーナル社 代表取締役）
寺西　基之　選考委員（音楽評論家）
当財団理事長および専務理事

5． 助成先決定の通知

令和９年２月上旬を目途に推薦者宛に通知させていただく予定です。

6． 助成金の贈呈（助成が決定した事業の開始から約１ヵ月前）

助成先として決定した団体が所在する都道府県（原則として都道府県庁所在地）において、助成金贈呈式を開催し、　　目録を贈呈します。贈呈式終了後、事業開始までに助成金を、団体が指定する口座に送金します。

7． ご留意事項・補足

・助成決定後に事業内容に大幅な変更が生じた場合には、助成を中止させていただく場合があります。
・助成決定後に作成される印刷物等には、下記のとおり当財団の所定のロゴマークを掲載いただきます。

MS&AD INSURANCE GROUP **公益財団法人三井住友海上文化財団**

MS&AD INSURANCE GROUP **MITSUI SUMITOMO INSURANCE CULTURAL FOUNDATION**

・上記「6. 助成金の贈呈」に記載している助成金贈呈式には、原則として都道府県担当部局課からご担当者のご出席をお願いしております。
・事業の終了後に、団体から都道府県および当財団宛に報告書をご提出いただきます。

8． よくあるご質問（FAQ）

Q　過去に採択されたことがありますが、再び申請可能ですか？

A　何度でも申請可能です。

Q　団体所在地と事業実施地が異なりますが、申請先はどちらですか？

A　団体所在地の都道府県担当部局課へ申請してください。

Q　事業開始日・終了日が募集年度内ではない場合、対象外になりますか？

A　開始日（前年度）～終了日（募集年度）⇒対象外となります。開始日（募集年度）～終了日（翌年度）⇒対象となります。

Q　交流人数に制限はありますか？

A　制限は設けていませんが、複数名で多くの方々と交流する団体を選考しています。

Q　具体的な事業日程が未定ですが、申請可能ですか？

A　可能です。申請書に予定時期を記入してください。

Q　派遣と招聘の両方を行う事業は対象ですか？

A　対象です。申請書に両事業の日程等を記入してください。

Q　申請後に事業内容が変更になった場合、手続きが必要ですか？

A　直接、当財団事務局へお問い合わせください。

Q　オンラインで行う事業は助成対象ですか？

A　対象外です。

Q　他の助成が決定（もしくは申請）していますが、申請可能ですか？

A　問題ありません。申請書の収支計画に明記してください。

Q　支出が 50 万円未満の場合、申請可能ですか？

A　対象外となります。

Q　助成金の用途に制限はありますか？

A　対象事業内であれば制限はありませんが、所属機関の間接経費および一般管理費（オーバーヘッド）を含めることは認めません。

9． お問い合わせ

公益財団法人 三井住友海上文化財団　（担当：長谷川）			
住所	〒104-0031　東京都中央区京橋 1-6-1 三井住友海上テプコビル 5 階		
TEL.	03-3562-9523（平日9:00～17:00）	**FAX.**	03-3535-7635
ホームページ	https://www.ms-ins-bunkazaidan.or.jp/ ・本募集要項等の各種資料は、国際交流助成＞助成先募集　よりダウンロード可能です。		

以上